3　規則第六十六条第一項の規定による同項各号に掲げる事項の通知を同条第二項の規定により磁気ディスクを送付することによって行うときは、委任市町村長は、次に掲げる措置を講じるものとする。

一　当該事項を暗号化して磁気ディスクに出力すること。

二　機構に対し、磁気ディスクの使用後の速やかな返却、磁気ディスクに記録したデータの使用後の速やかな消去等を行わせる等、当該データの利用を規則第六十五条第一項の認証業務関連事務に限定するための措置を講じること。

三　磁気ディスクの受渡しを機構との間で行う場合には、盗難及び紛失の防止のための措置を講じる等、その取扱いについて十分に注意すること。

第三十八条中「第五十七条」を「第六十九条」に改め、同条第一号中「都道府県」を「機構」に改め、同条第四号中「電子証明書」を「署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書」に改め、同条第五号中「失効情報」を「署名用電子証明書失効情報及び利用者証明用電子証明書失効情報」に改め、同条第七号中「料金」を「手数料」に改め、同条を第四十六条とする。

第三十七条の次に次の八条を加える。

（相互認証）

第三十八条　機構は、国又は地方公共団体が実施する認証業務のうち総務大臣が適当と認めるものと相互認証を行わなければならない。

（認証業務実施設備等）

第三十九条　機構は、認証業務の用に供するため、認証業務実施設備その他総務大臣が必要と認める設備を備えなければならない。

（認証業務実施設備への入出場を管理するために必要な措置）

第四十条　規則第七十三条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置は、認証業務実施設備室（認証業務実施設備が設置された室をいう。以下同じ。）が次の各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

一　入室する二以上の者の身体的特徴の識別によって入室が可能となること。

二　入室者の数と同数の者の退室を管理すること。

三　入室のための装置の操作に不正常な時間を要した場合においては、警報が発せられること。

四　入室者及び退室者並びに在室者を自動的かつ継続的に監視し、及び記録するための遠隔監視装置及び映像記録装置が設置されていること。

（認証業務実施設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置）

第四十一条　規則第七十三条第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置は、次の各号に掲げるものをいうものとする。

一　認証業務実施設備に対する当該電気通信回線を通じて行われる不正なアクセス等を防御するためのファイアウォール及び不正なアクセス等を検知するシステムを備えること。

二　認証業務実施設備が二以上の部分から構成される場合においては、一の部分から他の部分への通信に関し、送信をした設備の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置

（正当な権限を有しない者による認証業務実施設備の作動を防止するための措置等）

第四十二条　規則第七十三条第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

一　認証業務実施設備を作動させる権限を操作者ごとに設定することができること。

二　認証業務実施設備を作動させるに当たっては、操作者及びその権限の確認を行うことができること。

三　電気通信回線経由の遠隔操作が不可能であるように設定されていること。ただし、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行及び失効の要求その他の署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の管理に必要な電子計算機の操作については、この限りでない。

四　認証業務実施設備の所在を示す掲示がされていないこと。

2　規則第七十三条第三号に規定する認証業務実施設備の動作を記録する機能とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

一　各動作の要求者名、内容、発生日時、結果等を履歴として記録する機能

二　特定の操作者による操作の履歴のみを表示することができる機能

（認証業務実施設備等の災害を防止するために必要な措置）

第四十三条　規則第七十三条第五号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

一　認証業務実施設備　通常想定される規模の地震による転倒及び構成部品の脱落等を防止するための構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること。

二　認証業務実施設備室　次に掲げる要件を満たすこと。

イ　水害の防止のための措置が講じられていること。

ロ　隔壁により区画されていること。

ハ　自動火災報知器及び消火装置が設置されていること。

ニ　防火区画内に設置されていること。

ホ　室内において使用される電源設備について停電に対する措置が講じられていること。

三　認証業務実施設備室を設置する建築物　次に掲げる要件を満たすこと。

イ　建築されている土地の地盤が地震被害のおそれの少ないものであること。ただし、やむを得ない場合であって、不同沈下を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。

ロ　地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合する建築物であること。

ハ　建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。

（認証業務実施設備の操作等に関する許諾等）

第四十四条　規則第七十四条第二号に規定する認証業務実施設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に関する識別符号の管理が適切に行われていることとは、次の各号に掲げる要件を満たすことを要するものとする。

一　認証業務実施設備室への立入りは、複数の者により行われること。

二　設備の保守その他の業務の運営上必要な事情により、やむを得ず、立入りに係る権限を有しない者を認証業務実施設備室へ立ち入らせることが必要である場合においては、立入りに係る権限を有する複数の者が同行すること。

三　システム管理者に係る識別符号については、特に厳重な管理が行われていること。

（発行者署名符号の漏えいを防止するための措置）

第四十五条　規則第七十四条第三号に規定する署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の作成、管理その他当該署名用電子証明書発行者署名符号及び当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

一　署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の作成及び管理は、認証業務実施設備室内で複数の者によって規則第七十三条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われること。

二　バックアップ用の署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の複製は、次に掲げるいずれかの方法により行われること。

イ　認証業務実施設備室内で規則第七十三条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われ、かつ、複製されたバックアップ用の署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号は、認証業務実施設備室と同等の安全性を有する場所に保存されること。

ロ　認証業務実施設備室内で署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号に関する情報を分割し、複数の者が異なる安全な場所に分散して保管する方法（署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号を再生する場合には、複数の者が集合することを要するものに限る。）により行われること。